

# Voters

## 特集 女性の政治参加をめざして

- ▶ 女性参政権75周年を迎えて 三浦 まり(上智大学) 4
- ▶ 女性の政治進出の少なさは民主主義を空洞化させる 江藤 俊昭(大正大学) 7
- ▶ 政党政治の展開と女性議員の増加 武田 宏子(名古屋大学) 10
- ▶ 資料 男女別立候補者数・当選者数 13

巻頭言 選挙の結果はどこで調べる? 前田 幸男(東京大学) 3

「主権者教育の概況」 樋口 雅夫(玉川大学) 15

明推協リレーコラム「主権者教育の理念と実践の再考」  
齋藤 俊明(岩手県明るい選挙推進協議会会長) 18

コラム「コロナ禍と自由」  
佐々木 毅(明るい選挙推進協会) 19

イギリスのシティズンシップ教育(第5回)  
「独立学校からみたシティズンシップ教育」  
森田 次郎(中京大学)  
北山 夕華(大阪大学) 20

「各自の地域ネットワークを明推活動に活かす」  
東京都新宿区明るい選挙推進協議会 22

海外の選挙事情「ノルウェー総選挙」 24

情報フラッシュ 25



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



# 贈らない 求めない 受け取らない



## ～政治家の寄附禁止～

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と

私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても  
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

### 寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や  
会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったと  
きの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

### 政治家の寄附禁止とは

政治家(現職の政治家や候補者、これから立候補しようとする  
人)が、選挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して  
寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって  
禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)に対  
するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事・食料  
の提供を除く)は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選  
挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が  
類推されるような形で寄附をすることも禁止されています。

政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、  
同様に禁止されています。

有権者が候補者に対し、寄附を求めることも禁止されています。

### イベント関係

#### お祭りやスポーツ大会への 寄附や差し入れも

寄附に当たり禁止されています。



#### 行く予定のないイベントのチケットを 購入することも寄附に当たり禁止されています。



忘年会や新年会などの会合に、予め決められた会費を支払うことは問  
題ありません。会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可  
能ですが、見込み額を払うのは寄附に当たり禁止されています。

#### 『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状(喪中による欠礼状も含む)や暑中見舞、クリスマスカードなどの時候のあいさつ状(電  
報・ファックスも含む)を出すのは、答礼のための自筆によるもの※以外  
は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者  
に対し、慶弔(年賀や暑中・寒中や人の死亡など)や激励(地元高校の  
野球部への激励など)、支援への

## こんなことが 寄附に当たるので注意しましょう!

### 冠婚葬祭

葬式への花輪や供花は  
寄附に当たり禁止されています。



政治家から選挙区内にある者への祝儀や香典も寄附に当たりますが、  
政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す  
場合は、例外的に処罰の対象にはなりません。

秘書が代理で出席して渡す場合や、  
事前・事後に届けるものは  
寄附に当たり処罰の対象となります。



- 予め定められた披露宴の会費を支払うことはできませんが、  
見込み額を支払うことは寄附に当たります。
- 祝電や弔電は寄附に当たりません。
- お布施について、読経など役務の対価と認められるものは  
寄附に当たりません。
- 香典返しについて、その地域で社会習慣として定着している場合、  
もらった額の半額程度であれば寄附に当たりません。

### 贈答品やお祝い、お見舞いなど

お歳暮やお中元、  
入学・卒業祝い、出産祝い、  
開店祝いの花輪、  
旅行への饂飩、  
バレンタインデーやホワイトデー  
など、慣習として行われているものも  
寄附に当たり禁止されています。



病気や怪我に対するお見舞いも  
寄附に当たり禁止されています。

### その他

- 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の自治会等が  
行う募金に応じることは寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自身の選挙区内で行われるバザーに物品を  
提供することも寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自らの報酬やボーナスの一部を返納すること  
も寄附に当たり禁止されています。※減額には、報酬条例等の改正が必要になります。
- 政治家が自身の選挙区に対して「ふるさと納税」を行うこと  
も寄附に当たり禁止されています。

感謝、災害見舞などを意図して、新聞・雑誌・テレビ・ラジ  
オなどで有料広告(いわゆる名刺広告など)を出すと  
処罰されます。このような広告を出すように  
求めることも禁止されています。

※自筆をコピーしたもの、  
署名のみ自書したもの、  
代筆のものは自筆には  
当たりません。



# 選挙の結果はどこで調べる？

東京大学大学院情報学環教授 前田 幸男



選挙結果は国会の議席配分を決定づける重要な数字である。「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と憲法第43条に規定されているが、選挙結果については、公職選挙法が第6条第2項で、「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならない」と規定している。

その選挙結果は、近年では開票の途中経過まで各選挙管理委員会のウェブサイトで発表されている。また報道機関が、事前の情勢調査や当日の出口調査に依拠して、投票所が閉まった直後に有力候補者の当確を報道することも稀ではない。結果の速報性については(おそらく有権者が望む以上に)向上している。投票日の翌日には、テレビ、新聞、SNS等あらゆるメディア上に選挙結果に関する情報があふれている。

ただし、国政選挙について正式に確定した結果を周知しているのは、総務省が発行する『衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』並びに『参議院議員通常選挙結果調』であろう。したがって、日本の民主主義の歴史を理解する上で、『選挙結果調』は極めて重要な一次資料である。

では、私たちはその一次資料を簡単に読むことができるのだろうか。国会図書館の目録を検索する限り、現行憲法施行直前の1947年4月に執行された国政及び地方選挙から『選挙結果調』という名称で結果報告が行われている。第23回衆院選(1947年)の結果を含む最初の『選挙結果調』は国会図書館において電子化され、インターネットへの接続さえあれば世界中から閲覧は可能である。しかしながら、それ以降の『結果調』は第24回衆院選並び

に第4回から第7回の参院選が電子化されているものの、閲覧出来るのは限られた図書館からのみである。また、いくつかの都道府県立図書館の目録を検索してみたが、公立図書館で『選挙結果調』を体系的に所蔵している訳ではないようである。

一方、総務省のウェブサイトでは、衆議院は第44回(2005年)、参議院は第21回(2007年)以降の『選挙結果調』(速報)をPDFあるいはエクセル形式で取得できる。政府統計のポータルサイトe-statでは、第43回衆院選(2003年)も取得可能である。ただし、裏を返すならば、第25回(1952年)から第42回(2000年)衆院選並びに第8回(1968年)から第20回(2004年)参院選までの『選挙結果調』は、国立国会図書館に行かねば見ることはできないように思われる。

選挙における投票率改善が重要な政策課題となる中で、有権者の選挙に対する関心を高めるために、様々な選挙啓発の努力が行われている。選挙の度に人気タレントが起用された広告も目にする。しかし、選挙に対する関心を持ってほしいのであれば、有権者にとって手間のかからない方法で、選挙についての基礎的な情報を提供することも重要ではないか。長期にわたる投票率、政党別得票数、男女別候補者数等の数値を整理すれば、高校における総合的学習の時間や大学の統計学の授業でも活用してもらえらるだろう。有権者に選挙に関心を持ってもらうためには、選挙に関する資料を利用しやすい形で提供することも必要である。

まえだ ゆきお 1969年生まれ。ミシガン大学政治学部修了(Ph.D)。専門は政治学、世論研究、研究データの長期保存と利活用。主著に『統治の条件——民主党に見る政権運営と党内統治』(共編著、千倉書房、2015年)等。

## 女性参政権75周年を迎えて 婦選運動から候補者均等法まで

上智大学法学部教授 三浦 まり



日本国籍の女性たちが初めて選挙権を行使したのは1946年4月10日だった。今年は75周年を迎えることになる。それを記念し、パリテ・キャンペーンとWAN(ウィメンズアクション ネットワーク)がオンライン・トークフェス「増やそう、女性議員！つなげよう、女性のチカラ！」を開催し、女性の政治参画をさらに促進し、意思決定における男女同数(パリテ)を求める「パリテ宣言2021」を採択した<sup>1)</sup>。

75周年という節目は国会でも共有され、2018年に成立した政治分野における男女共同参画推進法(候補者均等法)は、施行後3年目の2021年6月に改正された。内容の詳細は後述するが、改正が実現できた原動力の一つは、75周年に相応しい国会活動を行うべきであるとの認識があったものと思われる。

### 婦人参政権運動からの継承

ところで、女性参政権が確立したのは1945年12月17日である。衆議院議員選挙法が改正公布されたこの日より、実際に女性たちが一票を投じた1946年4月10日の方が、戦後日本社会ではより強く意識されてきたように思われる。晴れ着をまとい、赤ん坊をおんぶして投票する女性たちの写真を目にした読者も多いと思う。また、30周年の際には記念大会が開かれ、「婦人の一票が政治を変える」と書かれた横断幕を市川房枝等が持ち、デモ行進をした。2006年には衆議院憲政記念館が「女性参政60年特別展」を開催している。

女性が参政権を初めて行使した選挙の結果、

39人の女性代議士が誕生し、これは世界的にも高い女性議員割合であった。日本国憲法は、女性たちも参加する中で成立するのである。

12月17日の印象が薄いのは、マッカーサー指令により婦人参政権が付与された経緯を思い起こさせることもあるのかもしれない。また、この日は旧植民地出身男子の日本の参政権が剥奪された日でもあった。

もっともマッカーサー五大改革の第1項に選挙権付与による婦人解放が位置付けられた背景には、戦前の婦人参政権運動の蓄積を見るべきだろう。1920年に平塚らいてうと市川房枝が創設した新婦人協会は、女性の結社および集会の自由を禁じた治安警察法第5条の改正を求め、実際に1922年に女性の集会参加は可能になる。そして1924年になると婦人参政権獲得期成同盟(翌年に婦選獲得同盟に改称)が結成され、1940年に解散されるまで運動の中核を担った。「婦選なくして真の普選なし」とのキャンペーンを張り、婦選支持の議員を応援し、制限付きではあるが女性の公民権は衆議院では2度可決された。

しかし、婦選運動の高まりは満州事変によって一変し、それ以降は市政浄化や母性保護などの実際的な運動へと転換を余儀なくされた。

市川房枝は「婦選は鍵なり」と唱えていたが、女性たちが婦人参政権に希望を託したのは、廃娼、禁酒、母性保護など、現在にも通底する女性の地位の低さに由来する具体的な問題への解決であった。また、婦選運動に関わった女性たちは、家制度の制約下で、保守的な女性観に抵

触しない領域において活動を広げ、政治浄化や選挙粛正運動に関与し、「台所から政治へ」に連なる政治課題を取り上げたのだった。

こうした戦前の婦選運動の特色は戦後の女性運動にも引き継がれ、女性の政治参画は金権政治や国土開発に邁進する男性中心の保守政治へのアンチテーゼとして捉えられていく。

## 男性中心の議会が続く75年間に起きたこと、起きなかったこと

参政権の獲得を中心とする女性運動は第一波フェミニズムと呼ばれ、1960年代以降に興隆した第二波フェミニズムは公的な権利獲得よりも、私的な領域における女性の抑圧や意識変革運動に焦点をあてたとされる。「個人的なことは政治的である」というスローガンは、第二波フェミニズムのそうした特徴を最もよく表している。

しかしながら、女性を抑圧する法制度の改廃は、1945年の参政権付与によって、あるいは1947年の日本国憲法制定によって完了したわけではない。1947年の刑法改正で姦通罪は廃止されたものの、現在に至るまで墮胎罪は残されている。1948年の民法改正では家・戸主制度は廃止されるが、同一の氏を名乗る各家族を単位とする戸籍法が制定され、今なお選択的夫婦別姓が実現しないばかりか、世帯を単位とした住民管理、税・社会保障制度が構築されたままである。1956年に成立した売春防止法は戦前からの廃娼運動の果実であるが、売春をした女性に保護更生を求める枠組みに対して、現在では女性の権利を基礎とする女性支援法を求める声が強くなっている。

中絶をめぐるっては、一定の条件の下で認める優生保護法を改悪する動きが2度ほど起き、阻止運動が展開された。優生思想に基づく胎児条項(病気や障がいを経由とする中絶を許可する条項)は1996年になって漸く削除され、母体保護法へと改正された。しかしながら、中絶には

配偶者同意が必要であり、その撤廃を求める運動が続けられている。

これらは戦前・戦後直後からいかに多くの積み残し課題が残っているかの一端を示す。さらには、女性差別撤廃条約に示された諸課題があり、また女性に対するハラスメント・暴力や職場における男女同一の処遇・賃金の獲得をめぐる、日本が立法すべき案件は数多く存在する。

1946年には女性議員割合で世界有数の国であった日本は、選挙制度が大選挙区・制限連記制から中選挙区に戻ったこともあり、その後は女性議員数の低迷に見舞われた。39人の女性代議士誕生という記録を抜くのは2005年を待たなければならなかった。2021年8月現在でも47人しかいない。こうした女性議員の少なさが、ジェンダー平等を実現するための法整備の優先順位を低いものとしてきたのである。

振り返れば、女性議員の躍進は1989年の「マドンナ旋風」を契機として起き、数々の女性関連の立法が続いた1990年代は躍進の10年であった。男女共同参画社会基本法やDV防止法は、この時代の成果である。しかし、続く2000年代は停滞の10年であり、女性議員の数は増えるものの、ジェンダー平等推進に反対するバックラッシュ勢力が政界の一角を占めるようになり、アンチ・フェミニズムの女性議員も目立つようになってくる<sup>2)</sup>。

それに対して、2010年代は覚醒の10年といえるだろう。「女性活躍」が政権の主要政策となったこともあるが、より重要なのは市民社会の変化である。ジェンダーに関する意識覚醒が#MeToo運動やフェミニズム書籍の発行増加などに如実に見られるからだ。そして、日本のジェンダーギャップ指数121位が公表された2019年末以降は、日本の遅れが社会に広く共有されるようになっている<sup>3)</sup>。

2020年代はいかなる時代となるのか。フェミ

ニズムのポピュラー化はしばらく続くと思われるが、他方で声をあげる女性に対する攻撃や誹謗中傷も先鋭化しかねない。女性がどこまで意思決定に参画できるかの攻防がより本格化していくものと思われる。

## 候補者均等法を活かす

こうした時代背景の下で、どのように女性議員を増やすことができるだろうか。2018年には政治分野における男女共同参画推進法が議員立法として成立した。政党に対して男女均等の候補者擁立を目指すことを求めるこの法律は、画期的なものである。さらに2021年の改正により、政党は努力義務ではあるが、候補者選定過程の改善、人材育成、セクハラ・マタハラ\*防止を行うことが盛り込まれた。数値目標を義務付けることには至らなかったものの、ブラックボックスとなっている候補者選定過程に今後はメディアや市民社会の目が注がれることには大きな意義がある。

また、法律の実施主体として議会が書き込まれたことの意義は、強調してもし過ぎることのないぐらい大きいものである。1,700以上ある地方議会および国会は、セクハラ・マタハラ防止の義務や環境整備、人材育成の義務が課せられることになった<sup>4)</sup>。環境整備の一環として、IPU(列国議会同盟)の「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」に基づいた点検作業も検討課題になっている。

2021年の内閣府委託調査によれば、議員活動や選挙活動においてハラスメントを経験した地方女性議員の割合は57.6%にもものぼる<sup>5)</sup>。改正法によって、セクハラ・マタハラ防止が政党に対しては努力義務として、国・地方公共団体・議会に対しては責務として規定されたことで、今後は政治倫理条例の策定、ハラスメント研修や相談窓口の設置などの具体的取り組みが進むことが期待される。

理念法である候補者均等法が効力を持てるかどうかは、市民社会とメディアにかかっている。政党や議会を監視し、男女均等の候補者擁立に向けて粘り強い働きかけを持続できるかどうか問われている。そのためには、立法や予算策定に女性が直接的に携わる意義が有権者の間で共有されることが必要だ。

1945年に婦人参政権を審議した衆議院では、政府側は女性に参政権を与えても家族制度の根本は揺るがないと答弁した。確かに家制度は解体されても、その根本は民法や戸籍制度に今なお残り、多様な家族のあり方と齟齬をきたしている。

これにとどまらず、前述した長年の積み残し課題が山積している。女性たちは改めて参政権獲得の意味を噛み締め、被選挙権を行使することで課題の解決へと向かうべきではないだろうか。その意味で、現在においても、婦選は鍵なのである。

(注)

- 1) 4月10日当日のイベント動画は、WANのHPから視聴できる。  
<https://wan.or.jp/article/show/9492>
- 2) 三浦まり編著『日本の女性議員：どうしたら増えるか』朝日新聞出版社、2016年。
- 3) 三浦まり『『女性活躍』から見る第二次安倍政権—看板倒れの先に』『世界』2020年11月号。
- 4) 改正法の意義に関する詳細は、三浦まり「政治分野における男女共同参画推進法の改正をめぐる議論と意義」『女性展望』2021年10-11月号を参照のこと。
- 5) 令和3年「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」

みうら まり 上智大学助教授等を経て、2010年より現職。Ph.D.専門は福祉国家論、ジェンダー政治学等。主書に『日本の女性議員』(朝日新聞出版、2016年)、『私たちの声を議会へ』(岩波書店、2015年)等。

# 女性の政治進出の少なさは 民主主義を空洞化させる 多様性こそ民主主義の基点



大正大学社会共生学部教授 江藤 俊昭

## 女性の政治参加の重要性 ：多様性こそ民主主義の本質

女性の政治進出の重要性は認知されてきた。地方自治における女性進出は遅れているからだ。民主主義には多様性が必要である。男性だけではなく女性も、という意味もあるが、それを超えて女性の中でも多様だという当たり前の事実を踏まえている。地域民主主義は、多様な人々による討議空間だ。選挙や世論だけを重視する首長主導型民主主義とは対極にある。

議会は、多様性に基づく公開と討議(それに基づく輿論(熟議民主主義に連結)形成)がその存在意義である。だからこそ、条例、地方財政(予算・決算)、契約、財産の取得処分等といった地域経営にとっての重要な権限はすべて議会にある(地方自治法96条1項)。議会は、公開と討議を担う「住民自治の根幹」(第26次・第29次地方制度調査会答申)だからだ。今日の議会改革は、これに目覚めた議会・議員が作動させている。多様性を広げる女性の政治進出の意義を確認しよう。

①政策における女性の視点(環境・福祉政策重視、透明性の充実)：環境や福祉は、高度経済成長期は「おんな・こども」のテーマといわれていたが、今日第一線に躍り出ている。実際に、女性議員の進出により女性の視点が待機児童、DV、防災などの政策に影響を与えている(大山七穂「女性議員は自治体議会を変えるか」『都市問題』2019年1月号。調査Ⅱ：59<sup>1)</sup>(女性議員への調査結果)では、「議論が多様化した」79.7%、「多様な人々の声が反映」70.3%)。

②多様性の拡充(社会的属性とのズレ(若者、女性、会社員の少なさ)脱却)の突破口：女性の視点の重視は、少数者等への視点と連動する。少ない代表率は女性だけではない。女性の少なさを是正する視点から属性の偏りにスポットを当てることができる。

女性の利害がアプレオリ(先天的)に存在しているわけではない。女性の中でも意見が一致する場合も、分かれる場合もある。女性の中の多様性を政治の場に登場させることが重要である。

## 女性の政治進出を妨げる要因

女性の政治進出には「ガラスの天井」がある。男性でも「天井」はある。議員のなり手不足問題は、女性だけの問題ではない。男性も立候補し政治活動を担うのには大変な苦勞がある。それを踏まえつつも、女性の政治進出が極端に少ないのは、男性とは異なる構造的な問題があるからだ。

それにもかかわらず、議員に立候補し活動している女性はいる。「議員となり課題を解決したいという使命感」88.9%、「地方議会に女性の声を反映させるため」79.4%、「政党や所属団体、地域等からの要請」72.2%、が圧倒的に多い(調査Ⅰ：23)。こうした意欲ある議員を多く登場させたい。

女性の政治進出を促すには、構造的問題の解決は不可欠である。そのためには、立候補しようとしても躊躇し立候補を諦めた女性の声を素材とすることは有用である。「立候補を断念した理由」という設問では、男性と比較して、順位がほぼ同じである(たとえば、上位2位「立候補にかかわる資金の不足」「仕事や家庭生活(家

1) この表記の意味は【附記】参照。

事・育児・介護等)のため、選挙運動とその準備にける時間がない」は、それぞれ男女とも60%台)。男性であれ女性であれ、多様な課題がある。ただし、「自分の力量に自信が持てない」48.0%、「当選した場合、家庭生活との両立が難しい」47.8%、という選択肢では、男性に比べて女性は約10%高く深刻である。経済的要因、個人の資質・ネットワークとともに、性別による役割分担意識が蔓延していることが浮かび上がっている。

そして調査Iでは、女性議員の増加を阻む3つの課題として「政治は男性のものという意識」「議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の未整備」「経済的負担」が提示されている(表)。

女性政治家志願者の活動の課題を探ることは、女性が継続的に活動する、また嫌気がさして辞める人を少なくするには必要である(調査II:23)。その要因の1つが、ハラスメントにある。立候補を検討したが断念した人で、その検討・準備中に受けた人は、男性58.0%に対して女性65.5%と多く、その中でも男性と比べて多いのは、性にかかわる事項である。また、地方議員で議員活動や選挙活動中に有権者や支援者からのハラスメントを受けた人は、男性32.5%に対して女性57.6%となっている。性的なハラスメ

表 地方議会において女性議員の増加を阻む3つの課題と今後の方向性

<p>&lt;政治は男性のものという意識(固定的性別役割分担意識)がある&gt;</p> <p>○政党や団体等が性別にかかわらず能力に基づいて立候補を要請する。</p> <p>○女性人材育成、研修機会の付与を行う。(例：女性議会の取組みなど)</p> <p>○ハラスメントや差別の防止に関する研修を行う。</p> <p>&lt;議員活動と家庭生活の両立環境が整備されていない&gt;</p> <p>○休暇や休業制度についての明文の規定を設ける。</p> <p>○議会に託児所や授乳室を整備する。(例：議員控室を活用した育児支援など)</p> <p>&lt;経済的な負担が大きい&gt;</p> <p>○政党や団体等が性別にかかわらず能力に基づいて経済的支援をする。</p> <p>○議員とその他の職業を兼業できるようにする、または、兼業しやすい仕組みを導入する。(例：夜間・休日の議会開催など)</p>
---

[注]調査I:3(概要)から作成。<>は課題、○は今後の方向性、である。

ントでは、男女差は非常に大きい(調査II:50)。

そして、「票ハラスメント<sup>2)</sup>」も問題になっている。その場合でも組織・政党に属していると、受ける割合は少なくなるという(「フォーラム票ハラスメント」『朝日新聞』2021年8月8日)。これを考慮すれば、無所属議員が多い地方議員は票ハラスメントを受ける可能性が高い。

## 女性政治進出の促進戦略

女性の政治進出を強調するのは、政治の多様性を目的としているからだ。少なくとも3割(クリティカル・マス理論)というのは、実体験でも理解できる。討議による民主主義は、Aが発言しそれに同意するBがいてはじめて議論は展開するからだ。

意識調査でも同様な結果が示されている。「女性議員比率」が高いほど「男性議員の理解やサポートが得られない」ということが課題となっていない(「いない」に注意、調査II:53)。10%未満が46.7%に対して20%以上は56.3%が課題となっていない(10%以上20%未満は51.6%)。ある程度の人数が議会に占めなければならない理由である。

ある程度の割合(3割)に達するためには、個人の努力とともに構造的な問題を取り除くことが不可欠である。調査Iに基づいた、「今後の方向」=改革課題は重要である(表)。

女性議員の政治参加の構造的な阻害要因とその改革の方向を意識した理論化と実践が不可欠である。そこで、今日女性の政治参加をめぐる制度改革(選挙制度改革など抜本的改革を視野に入れることも必要)、運動の進展を確認しそれを広げたい。

### <進展する制度改革>

①政治分野における男女共同参画推進法の充実(改正、2021年)：セクハラ・マタハラ等への対応の新設や政党、国・自治体だけではなく地方議会も名宛人となったことなど新たな展開があった。

②懲罰に関する最高裁判決の変更：懲罰(自治法134、135)に関して議会の自律性を強調してきた従来の判決に対して、その根拠となる「部分社会論」を批判し裁判の対象とした(2020年11月)。不当な懲罰の泣き寝入りの防止になる。

③会議規則改正(欠席事由の拡大、標準会議規則改正)を契機に：三議長会<sup>3)</sup>の標準会議規則は欠席事由を「事故」から「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産援助その他のやむを得ない事由」にまで広げている(2021年)。それぞれの議会は会議規則を見直している。男性にもかかわることではあるが、とりわけ女性の政治進出には有用だ。

④多様性を規定した議会基本条例や政治倫理条例の制定：多様性を規定した議会基本条例は広がってきた(長野県上松町、神奈川県秦野市、埼玉県八潮市など)。また、政治倫理条例は、従来請負の透明性を目的とするものが多かったが、それに加えてハラスメント防止を規定する条例制定も広がっている。ハラスメントは議員(女性議員)だけではなく、議会事務局職員、行政職員が対象となっている。そこで、研修、相談窓口、審査会の設置、是正策(氏名の公表、辞職勧告等)などが明記される(地方自治研究機構サイト「ハラスメントに関する条例」(rilg.or.jp))。上記②③の具体化ともいえる。

⑤オンライン議会の広がり：コロナ禍の中で総務省は委員会など(委員会や協議会)ではオンラインによる議会は可能という通知を発出している(本会議不可)。それを超えて、委員会限定ではあるが、出産、育児、介護等にまでオンライン出席を可能とする会議規則や条例の改正が行われ、実際に実施されている(大阪府議会、2020年12月)。

＜女性の政治参加の充実をめざす運動：主権者・政治教育＞

①恒常的な女性(若者)議会：女性議会は広がっているが、数か月継続的に議員と住民が調

査研究を行いながら女性議会を行う(犬山市議会)ことで議員の活動を知り立候補の意義を知ることになる。

②政策サポーター、議会(だより)サポーターの活用：議会活動に住民が積極的にかかわる手法である。その住民に女性を積極的に登用することで、女性の立候補者・当選者の拡大が行われた(長野県飯綱町議会)。

③立候補者への研修：立候補を考えている住民に対して、選挙の意義、当該自治体の総合計画・財政状況、選挙の制度、マニフェストの作成といったテーマの連続的な研修も行われた(北海道浦幌町)。女性の参加者・立候補者はいなかったが、女性をターゲットに充実させることもできる。自主的な研修は行われている(公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センターなど)。それを自治体(選挙管理委員会、議会)が行うことも必要だ。

\*

女性の政治進出の促進を多様性の実現の突破口として考え、その実践が広範にしかも急速に広がることを祈念している。

【附記】本小論では、内閣府の調査報告書を活用した。『政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書』2018(平成30)年(地方議員を対象)、『女性の政治参画への障壁等に関する調査研究』2021(令和3)年(地方議員だけではなく首長も対象、また現在議員となっている者だけではなく、首長・議員の立候補を検討・準備したものの諦めた者を対象としている)、を活用している。前者を調査Ⅰ(議員と呼ぶ)、後者を調査Ⅱ(首長・議員への立候補を検討した者を政治家志願、現職議員を議員と呼ぶ)としている。調査Ⅰ：3は、3頁を示している。

えとう としあき 1956年生まれ。中央大学大学院博士後期課程満期退学。博士。山梨学院大学法学部教授などを経て、2021年から現職。近著に『自治体議員が知っておくべき政策財務の基礎知識』(共編著、第一法規、2021年)、『非常事態・緊急事態と議会・議員』(共著、公人の友社、2020年)等。

3) 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会。

# 政党政治の展開と女性議員の増加 イギリスの事例から

名古屋大学大学院法学研究科教授 武田 宏子



## 2019年総選挙での女性議員数の増加

2019年12月に行われた庶民院(下院)選挙では、イギリス政治史上最多の220名の女性議員が当選を果たした。庶民院の定数は650であるので、女性議員割合は33.8%に達し、列国議会同盟(IPU)による女性議員比率の国際ランキングでは、2021年8月時点で40位に位置している。政党ごとの数字で見ると、220名のうち104名が野党労働党に属しており、与党である保守党所属の女性議員数は87名。これら二大政党以外では、自由民主党所属が7名、スコットランド国民党所属が16名、その他の政党所属が6名であり、それぞれの政党ごとの女性議員比率は保守党が24%、労働党51%、自由民主党64%、スコットランド国民党33%で、現在、労働党と自由民主党では所属議員の過半数以上が女性という状況となっている<sup>1)</sup>。

2019年総選挙データの中で、イギリスで女性議員が増加した過程の特徴をもっとも明確に反映しているのは、初当選議員の女性比率であろう。2019年総選挙で初当選した議員は140名であり、このうち女性は57名、割合にすると約40.7%であった。政党ごとの内訳では、保守党所属の初当選者の女性比率は約32%、労働党は約77%、自由民主党に至っては初当選者全員が女性というように、約13%にとどまったスコットランド国民党を除いて、新人議員がそれぞれの政党での女性議員増加の推進力であったことが示唆される。

このうち、突出して高い女性新人議員を当選させた労働党は、後述するように「女性指定選

挙区」(all women short lists)という政党クォータを長年、採用しており、女性候補が立候補し、当選しやすい制度設計になっている。

対して、与党保守党から従来よりも多くの女性新人議員が当選したことの背景には、ブレグジット<sup>2)</sup>に反対の立場を取っていた少なくないベテラン有力議員が2019年総選挙に出馬をせず政界から引退し、女性新人候補がその穴を埋める役割を担ったのみではなく、これまでほぼ独占的に労働党の候補者が選出されてきたイングランド北部・中部の選挙区(いわゆる「赤い壁」<sup>3)</sup>の中核部分)、言い換えれば保守党では長い間、有力選挙区とは見なされてこなかった選挙区から数多くの女性候補者が当選を果たしたという要因が存在している。

このように、保守党では2019年総選挙を通じて女性議員数が一挙に20名増加し、過去最大となっただけではなく、党内の勢力分布や利害関係、政策志向に大きな変化が生じている。保守党から労働党に政権交代が18年ぶりに行われた1997年総選挙、そして労働党から保守党・自由民主党連立政権への13年ぶりの政権交代に帰結した2010年総選挙と、イギリスでは大きな政治的变化が生じる度に女性議員数が拡大してきたが、二大政党内外でブレグジットを巡っての激しい路線対立が展開し、イングランド北部・中部の「赤い壁」の打破に象徴されるように、政党政治のあり方自体にも転換が生じた2019年総選挙での女性議員の増加も、このパターンを踏襲するものであったと言える。

## 政党戦略としての女性候補者

イギリスにおいて大きな政治的変化、特に政権交代と女性議員数の増加が結びついてきたのは決して偶然のことではなく、むしろ、女性候補者の積極的な擁立は政権を奪取するための政党戦略の中核として位置づけられてきた。こうした動きに先鞭をつけたのは労働党であった。1979年にマーガレット・サッチャー率いる保守党に政権を追われて以来、総選挙での勝利から長い間、遠ざかっていた労働党は、1980年代から1990年代にわたって、党の「現代化」というかけ声の下に、制度改革を断行していく。この時、特に問題視されたのが、女性有権者の間での労働党への支持の低迷であった。フォーカス・グループを用いた調査<sup>4)</sup>により明らかになったのは、女性有権者たちは当時の労働党を非常に男性的で、自分たちとは関係のない、日常生活の問題には関心を持たない組織であると認識しており、したがって、総選挙での投票先としては魅力的な選択肢と見なしていなかった。総選挙に勝利するためにはこうした状況の是正が不可欠であると考えた労働党執行部は、女性有権者の支持を拡大する手段のひとつとして、女性議員数の増加を党の制度改革の中心に位置づけ、一連の施策や数値目標を導入していった。そして、この過程で最も強力に斬新な制度的仕掛けとして導入されたのが前出の「女性指定選挙区」であった。

「女性指定選挙区」は、①現職議員が引退を予定している、または②当選者と次点落選者の得票差が6%以内である「接戦選挙区」において、候補者選出のための最終リストを女性に限定することを義務づける制度である。女性候補者の当選可能性を高めることを主目的とするこの制度は、1993年の党大会で導入が決定され、1975年に成立した性差別禁止法に基づいて、男性に差別的であるという訴えが1996年に労働裁判所

において認められるまで運用され、これにより、38名の女性候補者が1997年総選挙に出馬を果たし、そのうち、35名が当選している。イギリスの政治学者、サラ・チャイルズは「女性指定選挙区」の効果は、女性が候補者として選出され、当選することを促したのみではなく、女性候補者のリクルートの障害となっていたのが各選挙区で候補者選定を担う機関や人員であったことを明確化したことや、女性候補者への需要を明示化したことで、女性が立候補することを後押ししたことなども含まれると指摘している。

その後、労働党政権下の2002年に性差別禁止法(選挙候補者法)が制定され、政治代表に関する性別間の不平等を解消する目的で政党がポジティブ・アクションを用いることは性差別禁止法適用の対象から除外されることになり、以後、労働党は現在に至るまで「女性指定選挙区」を候補者選定過程で使用している。

この間、多くの女性議員が「女性指定選挙区」を通じて選出されているが、政治学者のメアリー・K・ヌジェントとモナ・レナ・クルックが2016年に公表した論文の分析では、政党クオータを経て選出された議員とそれ以外の議員のパフォーマンスの間には有意な差が認められなかった。したがって、「クオータ制度を用いることによって、より能力が劣る議員が選出される」など、この制度が特定の属性を持つ候補者にいわば「下駄を履かせる」仕組みであると見なす議論は、ヌジェントとクルックによれば、実証的根拠を欠くものである。

## 政党競争と党員間のジェンダー格差

「女性指定選挙区」を用いた労働党所属の女性議員の急激な増加は、その後、政党競争のダイナミクスを通じて波及効果を誘発し、他の政党においても女性議員の増加を目指した制度改革や政策方針の再検討が実施されていった。

2005年にデーヴィッド・キャメロンが党首と

なり、2010年総選挙で労働党から政権を奪取するまでの過程で、保守党は所属の女性議員数が労働党から大きく遅れをとっていることを強く意識し、女性候補を積極的に育成し、登用することを目的として候補者選定過程の大幅な見直しを行った。ただし、保守党では政党クォータは導入されなかった。

その他の政党に目を向けると、自由民主党では政党クォータが導入され、スコットランド国民党が女性限定で候補者審査を行う仕組みを取り入れるなど、庶民院における主要政党すべてで女性候補者増加のための何らかの取り組みが実施されている。また、政策志向に関して労働党と近接するスコットランド国民党が、労働党との差別化を図るために、世界に先駆けて生理用品の無償提供に乗り出すなど、政策形成の面での政党競争も観察される。

このように、政治代表に関するジェンダー不平等は依然として存在するものの、他方で、政治におけるジェンダー格差を解消するためには政党が何らかの役割を担う必要があり、そうした政党運営の仕方は有権者からの支持を維持・拡大する上で効果的であるという理解は、イギリスの政党政治において現在、広く共有されているように見受けられる。

同時に、各政党による女性議員数の増加への取り組みは、候補者のなり手が確保できなければ、結果を出すことができない。ここで考慮する必要があるのは、各政党の党員のジェンダー構成であろう。イギリスの選挙分析では、長い間、選挙キャンペーンにおける戸別訪問の重要性が強調されてきたが、これに留まらず、候補者選定が選挙区レベルで行われるほか、日常的な政党活動が政治家となるための訓練と人材の発掘の場になっており、したがって、草の根党員は各種選挙や候補者選定の行方を定める上で重要な役割を担っている。

ところが、政治学者ティム・ベール、ポール・

ウエップ、そしてモニカ・ポレンティが2020年に出版した『Footsoldiers』(「実働部隊」という意味)によると、党員レベルでのジェンダー格差は現在でも頑然と存在している。さらに、彼らによれば、労働党の女性党員比率は50%に近づいており、自由民主党でも増加傾向にあるが、保守党の女性党員比率は30%のレベルから変化する兆しが見えない。イギリスにおいて、党員としての日常的な政治活動は議員活動に地続きであり、政治代表に「成長」していくための訓練の主要な回路であることを考慮すると、政党間競争が党員発掘・獲得の過程にまで及ぶことの意義は深い。

(注)

- 1) 数字は庶民院図書室による集計。 <https://commonslibrary.parliament.uk/general-election-2019-how-many-women-were-elected/> (最終アクセス2021年8月20日)
- 2) Britain(英国)とexit(離脱)を掛け合わせた造語で、英国の欧州連合(EU)離脱を指す。
- 3) 「赤い壁」(Red Wall)とは、イングランド中部・北部、およびウェールズ地方の選挙区の中で、伝統的に労働党議員を選出してきた選挙区を指す用語。これらの選挙区の多くでは、2016年ブレグジット国民投票では、離脱票が多数を占めた。
- 4) 社会科学やマーケティングで用いられる調査方法。小規模な集団が定期的に集まり、参加者が自由に意見交換をする形で行われ、参加者間の対話から、フィードバックや情報を収集する。

たけだ ひろこ 英国シェフィールド大学でPhDを取得。カーディフ大学、シェフィールド大学、東京大学勤務を経て2016年4月より現職。専門は政治社会学・ジェンダー研究。主著に『Routledge Handbook of Contemporary Japan』(共編著、Routledge、2021年)ほか。

## 資料 男女別立候補者数・当選者数

### 衆議院議員総選挙

選挙名	選挙期日	立候補者数			当選者数			投票率(%)
		男性	女性	計	男性	女性	計	
第22回総選挙	昭21.4.10	2,691	79	2,770	425	39	464	72.1
第27回総選挙	昭30.2.27	994	23	1,017	459	8	467	75.8
第31回総選挙	昭42.1.29	902	15	917	479	7	486	74.0
第34回総選挙	昭51.12.5	874	25	899	505	6	511	73.5
第36回総選挙	昭55.6.22	807	28	835	502	9	511	74.6
第38回総選挙	昭61.7.6	803	35	838	505	7	512	71.4
第39回総選挙	平2.2.18	887	66	953	500	12	512	73.3
第40回総選挙	平5.7.18	885	70	955	497	14	511	67.3
第41回総選挙	平8.10.20	1,350	153	1,503	477	23	500	59.7
第42回総選挙	平12.6.25	1,202	202	1,404	445	35	480	62.5
第43回総選挙	平15.11.9	1,010	149	1,159	446	34	480	59.9
第44回総選挙	平17.9.11	984	147	1,131	437	43	480	67.5
第45回総選挙	平21.8.30	1,145	229	1,374	426	54	480	69.3
第46回総選挙	平24.12.16	1,279	225	1,504	442	38	480	59.3
第47回総選挙	平26.12.14	993	198	1,191	430	45	475	52.7
第48回総選挙	平29.10.22	970	210	1,180	418	47	465	53.7

第41回以降の投票率は小選挙区選挙、立候補者数・当選者数は小選挙区選挙・比例代表選挙の合計

### 参議院議員通常選挙

選挙名	選挙期日	立候補者数			当選者数			投票率(%)
		男性	女性	計	男性	女性	計	
第1回通常選挙	昭22.4.20	558	19	577	240	10	250	61.1
第4回通常選挙	昭31.7.8	324	17	341	122	5	127	62.1
第7回通常選挙	昭40.7.4	319	13	332	118	9	127	67.0
第12回通常選挙	昭55.6.22	267	18	285	117	9	126	74.5
第14回通常選挙	昭61.7.6	424	82	506	116	10	126	71.4
第15回通常選挙	平元.7.23	524	146	670	104	22	126	65.0
第16回通常選挙	平4.7.26	517	123	640	113	13	126	50.7
第17回通常選挙	平7.7.23	443	124	567	105	21	126	44.5
第18回通常選挙	平10.7.12	364	110	474	106	20	126	58.8
第19回通常選挙	平13.7.29	359	137	496	103	18	121	56.4
第20回通常選挙	平16.7.11	254	66	320	106	15	121	56.6
第21回通常選挙	平19.7.29	286	91	377	95	26	121	58.6
第22回通常選挙	平22.7.11	337	100	437	104	17	121	57.9
第23回通常選挙	平25.7.21	328	105	433	99	22	121	52.6
第24回通常選挙	平28.7.10	293	96	389	93	28	121	54.7
第25回通常選挙	令元.7.21	266	104	370	96	28	124	48.8

投票率は地方区(選挙区)、立候補者数・当選者数は全国区(比例代表)・地方区(選挙区)の合計

統一地方選挙

区分	第1回(昭22)						第5回(昭38)					
	立候補者数			当選者数			立候補者数			当選者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
県議	7,004	111	7,115	2,468	22	2,490	4,488	79	4,567	2,649	39	2,688
知事	211	1	212	46	0	46	58	0	58	20	0	20
指定市議	—	—	—	312	0	312	644	23	667	355	14	369
指定市長	16	1	17	5	0	5	5	0	5	2	0	2
市議	17,607	346	17,953	6,866	94	6,960	15,599	251	15,850	11,584	137	11,721
市長	619	1	620	204	0	204	341	0	341	168	0	168
特別区議	2,145	37	2,182	895	0	895	1,565	89	1,654	965	56	1,021
特別区長	69	0	69	22	0	22	—	—	—	—	—	—
町村議	229,337	1,784	231,121	182,547	677	183,224	37,380	285	37,665	29,876	192	30,068
町村長	19,947	10	19,957	10,205	5	10,210	1,867	1	1,868	1,105	0	1,105

区分	第10回(昭58)						第15回(平15)					
	立候補者数			当選者数			立候補者数			当選者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
県議	4,346	212	4,558	2,630	30	2,660	3,471	383	3,854	2,470	164	2,634
知事	38	0	38	13	0	13	38	8	46	10	1	11
指定市議	853	56	909	630	35	665	947	212	1,159	697	134	831
指定市長	4	0	4	2	0	2	6	1	7	0	0	0
市議	13,278	453	13,731	11,704	371	12,075	10,538	1,489	12,027	8,985	1,233	10,218
市長	278	1	279	145	0	145	274	16	290	115	3	118
特別区議	1,195	95	1,290	993	80	1,073	876	226	1,102	652	185	837
特別区長	44	2	46	20	0	20	34	11	45	14	0	14
町村議	24,663	242	24,905	22,139	164	22,303	18,105	1,192	19,297	16,510	1,034	17,544
町村長	1,059	1	1,060	702	0	702	860	18	878	539	2	541

区分	第18回(平27)						第19回(平31)					
	立候補者数			当選者数			立候補者数			当選者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
県議	2,893	379	3,272	2,077	207	2,284	2,673	389	3,062	2,040	237	2,277
知事	21	4	25	9	1	10	25	5	30	11	0	11
指定市議	1,213	263	1,476	844	178	1,022	1,100	296	1,396	801	211	1,012
指定市長	14	3	17	5	0	5	17	0	17	6	0	6
市議	7,125	1,258	8,383	5,762	1,103	6,865	6,668	1,394	8,062	5,485	1,239	6,724
市長	167	12	179	85	4	89	137	24	161	80	6	86
特別区議	862	273	1,135	590	227	817	792	286	1,078	542	243	785
特別区長	30	2	32	11	0	11	28	3	31	11	0	11
町村議	4,341	491	4,832	3,822	443	4,265	4,198	577	4,775	3,701	521	4,222
町村長	196	3	199	122	0	122	204	4	208	121	0	121

(衆参、統一選とも総務省発行の各選挙結果調より抜粋して作成した)

# 主権者教育の概況

玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫



## はじめに

2021年3月31日、文部科学省に2018年8月7日から設置されていた主権者教育推進会議(座長：篠原文也氏(政治解説者、ジャーナリスト))が、約2年8か月に及ぶ議論の成果を「今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)」(以下「最終報告」として取りまとめ、文部科学事務次官に手交した。同会議は、2015年の公職選挙法改正により選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、また2018年の民法改正により2022年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられる日本社会にあって、これからの主権者教育推進の在り方について検討することを目指して設置されたものであった。

そのため、同会議では(1)主権者意識を涵養し、社会参画の態度を育てるための教科教育をはじめとする学校の諸活動の相互連携と学習指導の在り方について、(2)学校や地域、国、国際社会の課題解決を視野に、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して取り組む実践的な教育活動の展開と支援策について、等を検討事項とした上で、ドイツ連邦政治教育センター及びベートベン・ギムナジウム、英国教育省、シティズンシップ教育協会及びシドニー・ラッセルスクールへの訪問調査、日本国内の主権者教育関係団体・専門家・実践校からのヒアリング調査及び訪問調査等、多角的に検討を重ね、「最終報告」に至ったものであった。

本稿では、「最終報告」で提示された「主権者教育をめぐる課題と今後の推進方策」の三つの柱((1)各学校段階における取組の充実、(2)家庭、地域における取組の充実、(3)主権者教育の充実

に向けたメディアリテラシーの育成)に沿って、「社会に開かれた教育課程」の理念を基に、学校教育と選挙管理委員会など専門機関、専門家との連携・協働の観点から、主権者教育の現状と今後を見通しつつ概説することとしたい。

## 各学校段階における取組の充実

2022年度より新しい高等学校学習指導要領が年次進行で実施となり、主権者教育の中核を担うことが期待される公民科の必修科目「公共」の学習指導が始まる。すでに全国の高等学校等で使用される「公共」の教科書は公表されており、模擬選挙などの模擬的活動を取り入れた政治参加・社会参画への意欲を喚起していく学習活動が掲載されているものも多い。

また、2021年3月に大学入試センターから公表された大学入学共通テスト「公共」のサンプル問題(2025年度大学入学共通テストから出題される「公共」部分のサンプル問題)では、模擬国会における予算案審議との場面設定の下、国会議員と財務大臣の質問及び答弁を模し、予算案の資料を適切に読み解いた上で質問及び答弁する力が身に付いているかどうかを問う小問が提示された。この小問に的確に解答するためには、高等学校の教科学習において、模擬国会に留まらず、日常的に模擬選挙を含む模擬的・体験的な活動を取り入れ、言語活動を充実させるとともに、教科書に記された知識と現実社会とのつながりを意識できるように指導することが有効であろう。

しかしながら、このような学習活動は18歳を目前に控えた高校生のみ、それも「公共」という一科目のみで実施されるものではない。初等中

等教育段階の学習を縦軸で捉え、教育課程内外にわたり、児童生徒にとって身近な社会である学校生活の充実と向上を目指す児童会活動、生徒会活動やボランティア活動など主権者としての意識涵養にとって重要な活動を積極的に実施し、主権者として必要な資質・能力を系統的に育成していくことが期待されている。また、教育課程を横軸で捉え、社会科・公民科はもちろんのこと、総合的な学習(探究)の時間や特別活動、多様な教科等との教科等横断的な視点に立ったカリキュラムの開発が期待されている。

さらに、主権者教育推進会議では大学における選挙啓発に向けた取組や、主権者としての意識の涵養に向けた好事例の発表もあり、初等中等教育と高等教育との接続の観点からも意義深いものであった。

幼小中高大の接続を意識した学校教育と、選挙管理委員会をはじめとする専門機関、専門家とが連携・協働した取組は、今後いや増して重要になってくると考えられる。

主権者教育推進会議では、学校における主権者教育の阻害要因の一つと考えられる政治的中立性への過度な意識を乗り越え、学校設置者や管理職、各学校の教師が躊躇せず安心して主権者教育に取り組めるようにするための議論がなされた。同会議では、2015年に文部科学省が発出した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について(通知)」が、廃止された1969年の「高等学校における政治的教養と政治的活動について(通知)」と異なり、政治的教養に関する教育の取扱いの充実を求めていることが委員間で改めて共有され、教員養成や教員研修等を通じて教師の指導力向上に努める方策が採られることが期待された。

また、これまで研究者及び主権者教育に詳しい関係者間ではよく知られていたが、一方で主権者教育を専門としているわけではない一般

市民の間では十分知られているとは言い難いドイツの「ボイテルスバッハ・コンセンサス」について、文部科学省設置の会議体として初めての訪問調査が2018年に実施されたことは画期的な成果であると考えられる。

主権者教育推進会議の議論では、日本においてもドイツの連邦政治教育センターのような組織を立ち上げ、現場の教師が安心して扱える副教材を作成すること等を望む意見が出された。一朝一夕に実現するものではないかもしれないが、「最終報告」に明記されたことの意義は大きく、中長期的な展望として、システムとしての主権者教育の充実を期待したい。

## ◆ 家庭、地域における取組の充実

家庭、地域における取組については、これまでも法改正により、いわゆる「親子連れ投票」の拡充など、親子参加型の普及啓発活動がなされてきたところである。主権者教育推進会議では、家庭教育の自主性の尊重が大前提であるとの認識の上に立ち、学校における主権者教育の充実のために、いかにして児童生徒の保護者世代への普及啓発を図るべきか、という視点で議論が展開された。

同会議の委員の一人である足立区長からの発表では、報告者である区教育長が、区内の公立中学校における模擬区長選挙、「令和元年第25回参議院選挙」の模擬選挙の取組等を紹介するとともに、公立学校における主権者教育実施上の課題が提示された。

議事録によると、報告に当たった区教育長は「(前略)不安を解消するためにガイドライン、あるいは教員の研修、それから、教育委員会のバックアップ、それから、地域の理解、議会・社会の理解がやっぱり主権者教育には必要だと思えます。校長や先生方の安心・安全に資するものが必要だということ、(中略)こうした小中学校の取組が高校へ、そして大学へつながって

いくことを願ってやみません。](下線部は筆者付記)と述べられている。

この発表を踏まえると、「地域の理解、議会・社会の理解」を得て子供たちがのびのびと主権者教育を受けることができるようにするためには、家庭教育・社会教育の観点からの保護者世代への普及啓発活動が喫緊の課題であると言えよう。

学校教育関係者からは、主権者教育の充実が図られた新しい学習指導要領の趣旨をより一層丁寧に保護者等に周知することが求められる一方、「社会総がかり」で主権者教育を推進するという観点から言えば、今後、総務省、選挙管理委員会等の機関、PTA団体等との連携を一層進め、学校からのアプローチでは手が届かないアクターへの普及啓発活動が質量ともに充実されることを期待したい。

#### ◆ 主権者教育の充実に向けた ◆ メディアリテラシーの育成

AI(人工知能)が急速な発達を遂げる現代社会、またこれからの社会ではあるが、日本国憲法の下、民主主義という普遍的価値に基づき国家・社会を形成していくためには、「如何にAIが発達したとしても、社会的・政治的な課題の解決に際しては人間による最終的な意思決定が求められる」とした上で、「主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない論争的な課題に対して、児童生徒が自分の意見を持ちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いを付けたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となる。】(「最終報告」p.2)と取りまとめられている。

同会議の委員の一人である千葉県立高等学校長からの発表では、宿題で新聞記事について保護者・友達と意見を交換し、自身の考えをまとめる学習活動が紹介された。編集段階で幾重ものチェックを経た新聞記事は信頼できる情報で

ある一方、社説を初めとして新聞社の考え方が開陳される媒体でもあり、メディアリテラシー育成において効果的な教材と言えよう。併せて、GIGAスクール構想の急速な進展に伴い、マスメディアのみならず、SNS等を通じた情報の受発信に必要なリテラシー向上に向けた指導も欠かせない。

「最終報告」では、「NPO・シンクタンク等が提供する客観的な政策評価や社会的課題に関する情報を活用した授業づくりや教育プログラムの開発」の推進が提言されている。主権者教育を推進・支援する専門機関、専門家に課せられた課題と言えよう。

#### ◆ おわりに

「最終報告」では、最後に「社会総がかりでの『国民運動』としての主権者教育推進の重要性」との項が設けられている。「選ぶ側」だけでなく「選ばれる側」の役割と責任にも言及しており、「選ばれる側」からの子供や若者に向けた政策集の作成等が進んでいることも紹介されている。「投票という行為は主権者としての権利の行使の一つであり、主権者教育の『出口』としての側面を有している。」との「最終報告」の総括を追い風と受け止めたい。

学校教育関係者のみならず、主権者教育に関わる専門機関、専門家が連携・協働し、文字通り社会総がかりで主権者教育を推進していく時代が到来したと言えよう。

ひぐち まさお 1970年生まれ。国公立の中・高等学校教諭、広島経済大学講師、国立教育政策研究所教育課程調査官並びに文部科学省教科調査官などを経て、2018年より現職。文部科学省在職中、総務省と連携し主権者教育副教材『私たちが拓く日本の未来』を編集。また、学習指導要領改訂にあたり、中学校社会、高等学校公民を担当し、新科目「公共」「政治・経済」の設置などに携わった。

# 主権者教育の理念 と実践の再考



岩手県明るい選挙推進協議会会長 齋藤 俊明

はじめに：公職選挙法の改正によって選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにともない、2015年には、選挙を通じた政治参加がより身近なものとなった高校生を対象とした副教材「私たちが拓く日本の未来」が総務省と文部科学省の連携のもとに作成された。参議院議員選挙が翌年にひかえていたこともあり、多くの高等学校で副教材を活用した授業計画が作成され、選挙制度や模擬投票を中心とした主権者教育が実施された。

問題意識：岩手県では、2015年以降、授業用資料と副教材を用いて、「明るい選挙啓発授業・講座」として主権者教育を実施してきた。昨年度は、多くの制約があったにもかかわらず、小・中学校で12校、高等学校等で31校、大学で1校実施した。しかし、現行の枠組みでの取り組みが投票率の向上に寄与したかという点と何とも言えない。そこで、以下では、改めて、主権者教育の理論と実践について考えてみたい。

素材：再考にあたっては、日本学術会議政治学委員会政治過程分科会が作成した報告書「主権者教育の理論と実践」(2020年8月)と主権者教育推進会議の最終報告「今後の主権者教育の推進に向けて」(2021年3月)をたたき台とする。5年が経過して、成果もふまえて、理論と実践の両面において課題と今後の方策を明らかにしていることから、明るい選挙推進協議会の活動の方向性を探るうえで参考になる。

疑問1：「主権者教育の理論と実践」で注目したいのは、主権者教育の定義である。疑問は、主権者教育を「ナッジ」(肘で軽くつつく)の視点からとらえ、投票を政治参加の方法と見ていること、主権者教育の具体的な取り組みを選挙や投票に限定していることである。主権者教育は、

選挙や投票に限定されるものではなく、地域社会がかかえる諸問題の解決を目指す政策的思考の涵養を基礎とした教育であるべきではないのか。

疑問2：「今後の主権者教育の推進に向けて」で注目したいのは、主権者教育をめぐる課題と推進方策である。疑問は、学校、家庭や地域、メディアリテラシー、国民運動の点から課題と推進方策が明らかにされているが、いずれも、学校教育の延長線上に位置づけられていることである。主権者教育は、地域住民全員が参加して地域がかかえる諸問題の解決を目指す実践的思考の涵養を基礎とした教育であるべきではないのか。

提言：主権者教育が教育であること、知識や情報、メディアリテラシーが重要であることは言うまでもない。しかし、主権者をどこで、どのように育てるかという問題については、学校に限定することなく、地域社会がかかえる諸問題を解決するための政策的思考と実践的思考を地域住民全員に身につけていただくという観点から、地域社会がかかえる諸問題の現場において、理論と実践の両面において育てることを考えるべきであろう。

おわりに：主権者教育が選挙や投票にとどまるかぎり、地域社会がかかえる諸問題は机上にとどまる。小・中学生、高校生がかかえる問題は、私的なものでも、何らかの形で、地域社会がかかえる諸問題と連動している。主権者であるということは、自分たちがかかえている諸問題を自分たちで考え、解決するということである。明るい選挙推進協議会の活動も、そのような枠組みにおいて構想され、実践されなければならない。

さいとう としあき 1952年生まれ。1984年中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士後期課程中退。岩手県立大学総合政策学部教授を経て、2021年より、岩手県立大学研究・地域連携本部特命教授。専門は政治学、公共哲学。

# コロナ禍と自由



(公財)明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

コロナ禍は政治の様相をどう変えたか。民主政治はコロナ感染症との戦いにおいて独裁的体制に対して優位を占めることができるだろうか。言うまでもなく、この戦いは継続中であり、戦線は広がり、ましてや体制間競争の判定基準が定まっているわけではない。しかしながら、民主主義陣営の中核を自認するアメリカがこれまでのところ感染者数・死者数において最大の人的犠牲を払ったことは否定すべくもない。それだけに、先のような問いかけはとかくに気に障ることになる。

そこでコロナ禍政治の独特の様相を遡って考察し、そのダイナミズムについて考えてみたい。まず、感染症の大流行(パンデミック)とは、「人間の存在が、他の人間にとって生命の危険を意味する状況」としておこう。これに類似した危険な状況は他にも考えられるが、この場合には人間が何か特別の意図をもって危険な存在になるわけではない。こうした状況は生命・安全の危機であり、究極の社会的・物理的な「分断」をもたらす。

政治の任務は多岐にわたるが、パンデミックは政治の焦点を生命・安全の確保に集中させる。いわば、日常政治に代わって「命にかかわる政治」が政治の舞台を占領することになる。ニュースを見れば分かるように、番組は毎日新規感染者数・死者数、それから医療の逼迫状況、ワクチン接種の現況を伝えている。

「命にかかわる政治」の浮上は、政府機能に対するかつてなかった期待の高まりを生み出すとともに、政府は未曾有の難問に直面することになる。それというのもパンデミック対策は、決定的な治療薬やワクチンが登場するまでは、人の移動の制限やマスクの装着の義務化といっ

た、人間の基本的自由に関わる極めて原始的な介入という形を取らざるを得ないからである。自由の尊重を最も重要な価値として掲げる政治体制としては、端的に「やりたくない」、自己否定的な課題に否応なしに専念せざるを得ない。これに

対して、元々、自由を至上価値としない独裁的体制にとっては、自由への権力の介入に対する抵抗感は少なく、準備にも事欠かない。ここにパンデミックをめぐる二つの体制の間の非対称性を見てとることができる。

コロナ政治は、この自由の適切な管理をめぐって独特なダイナミズムを展開することになる。安全志向の高まりは、人間についての完璧かつ膨大な情報の収集と集権的な監視体制の構築への誘惑を生み出す。折からの情報技術の高度化は安全志向の急上昇と結合して新しい形の権力に道を開く可能性をのぞかせた。このことは安全志向と自由との関係が一筋縄でいかないことを示している。

最も重要なパンデミック対策のはずであるマスクの装着やワクチンの接種をめぐっても自由との関係が問題になり、一部では政治的・文化的対立に転化した。SNSなどを通して怪しげな情報が拡散し、ポピュリズムに拍車をかけた。アメリカに見られたように、マスク装着やワクチンの接種はポピュリズムの生み出した社会の「分断」を乗り越える機能を果たしたとは言えず、むしろ、「分断」を加速させた面がある。

各国政府はワクチンを切り札にしてコロナ禍からの脱出を模索しているが、目論見通りに事が運んでいるようには見えない。ワクチン接種のスピードに陰りが見え、集団免疫の達成にはなお時間がかかりそうである。最大の障害は自由への強いこだわりとデルタ株の猛威である。ここに来て、各国政府機関や企業などで従業員にワクチン接種の義務化を求める動きも出てきた。しかし、コロナ禍のグローバル化を念頭にそこからの「出口」をどう作るか。コロナ禍と自由をめぐるせめぎ合いはもう少し続きそうである。



第5回

## 独立学校からみたシティズンシップ教育 ：サマーヒル・スクールの事例から

中京大学現代社会学部准教授 森田 次朗  
大阪大学大学院人間科学研究科准教授 北山 夕華

前回までの連載では、英国におけるシティズンシップ教育が、学校制度のなかにいかに導入され、実践されてきたかについて概観してきた。だが、シティズンシップ教育が、広く市民の育成を目指す営みだとすれば、それは公立学校の教科教育の枠に限定されるものではない。

そこで本稿では、英国の私立学校のなかでも、子どもの自由を重視することで世界的に有名なサマーヒル・スクール(Summerhill School、以下「サマーヒル」)の事例を取りあげ、その実践にシティズンシップ教育としていかなる特徴があるかについて考えたい。

### 英国の学校制度の概要

本題に入る前に、英国の学校制度について確認する。英国では、学校は「公営学校」(state schools)と「独立学校」(independent schools)に大別され、公営学校が「公立学校」に、独立学校が「私立学校」に対応している。ただし、近年の動向で注目すべきは、2010年に発足した保守・自民党連立政権下で市場主義的な教育改革が進められ、国庫から運営費を受給しつつも、ナショナル・カリキュラムの準拠義務のない「アカデミー」と呼ばれる学校が増加している点である。その結果、ナショナル・カリキュラムの適用対象は、いまや学校全体の半数ほどになり、公営学校と独立学校の境界は明瞭ではなくなっている。他方、教育水準局(Ofsted)による査察は、一部簡素化されつつも引き続き実施されている。このように近年の英国では、学校の「多様化」と中央集権的な教育水準の統制が併存しているといえる。

次に、2015年のデータによると、独立学校の設置数は全学校の約10%、同在籍生徒数は全体の約7%を占めるにすぎず、その数だけをみれば、影響力は小さいように思えるだろう。だが、独立学校には、日本でもパブリック・スクールとしてよく知られている伝統的な進学校(たとえば、歴代の首相を多数輩出しているイートン・カレッジ等)が含まれており、とくに16歳以上に限定すれば、全体に占める在籍者数の割合は21%ほどであることから、独立学校の社会的役割は決して小さくない。

### サマーヒルとシティズンシップ教育

では、教育関係者から「世界でいちばん自由な学校」と称されるサマーヒルでは、市民形成に関わる教育活動がいかに実践されているのだろうか。サマーヒルは、1921年に教育思想家のA・S・ニールにより創設され、現在はイングランドのサフォーク州レイストンで、ニールが提唱した子ども中心の理念に基づいた教育活動を行う独立学校である(Summerhill School 2021)。とくに日本では、1970年代に教育学者の堀真一郎氏により紹介されて以降、その実践について数多くの文献が出版されている。以下ではシティズンシップ教育の観点から、サマーヒルの教育活動について紹介する。

第一に特筆すべきは、サマーヒルでは授業が選択制であり、出席確認はとられるものの、必ずしも授業時間中に教室内にいる必要はなく、生徒はすべての授業で出欠の自由が認められている点である(植田 2019)。こうした選択制がとられている理由は、サマーヒルでは、子ども

たちの「自由」や「権利」こそが何よりも重視されているからである。その結果、校則(寄宿生活を含む)をはじめとする日常生活上のルールは、些細なものであれ、集会での話し合いを通して民主的に決定・変更されることになっており、そこでは生徒も教職員も同等の投票権をもつとされている。

このように、サマーヒルでは生徒たちが日常生活のなかで一人の自立した市民として自己決定をすることが最重視されており、学校生活のなかにシティズンシップ教育が埋め込まれていると捉えることができるだろう。

第二に注目すべきは、上記のサマーヒルの教育活動をめぐっては、過去に英国政府との間で訴訟に発展した点である(Summerhill School 2021)。英国の独立学校では、伝統的にカリキュラム編成上の自由が大いに認められてきたものの、1970年代後半にサッチャー政権が発足して以降、教育水準局による査察が強化され、その結果によっては学校認可が取り消される事態が生じてきた。

こうしたなか、サマーヒルを対象に1999年3月に実施された査察では、出席自由の方針に伴う欠席率の高さを含めた、教育課程および学校運営・施設上の問題点が、報告書の2頁にわたり列挙されるとともに、その改善策が6項目にわたって勧告された。だが、この勧告をサマーヒル側は不服とし、英国高等法院に提訴した。その後、サマーヒルによる国会議員へのロビー活動やデモ活動(BBC News、1999年7月14日付)もあり、第三者委員会によるサマーヒルへの再調査が進められた結果、最終的には2000年5月に和解が成立し、裁判闘争は終結した。その際、サマーヒルの生徒らは、自ら裁判を傍聴し、和解案を受け入れるか否かについて学校集会で議論した(『ガーディアン』、2000年3月23日付)。なお、その後、サマーヒルでは、出席自由の方針は変更されてはいないものの、以降に実

施された査察では、おおむね高評価を得ている。

以上のようなサマーヒルの係争問題は、民主的なシティズンシップを重視する学校と、国家によるトップダウン型の「教育の品質保証」制度との間に生まれうる緊張関係が顕在化した例といえる。また、「国家からの自由」を重視してきた英国の独立学校が、1990年代後半以降、未来の市民としての子どもの教育環境をめぐり、再審の過程にあることも教えてくれる。

## 日本のシティズンシップ教育への示唆

以上の事例から、日本社会にとっていかなる示唆が得られるだろうか。

それは、シティズンシップ教育とは、高度に体系化された教科教育の枠にとどまるものではなく、子どもたちにより日々の生活の中で経験されているものだという点である。とくに、日本でシティズンシップ教育といえは、教科教育としての教授法や教育課程(政治教育、法教育、経済教育等)に焦点が当てられがちであるのに対して、サマーヒルの事例では、そもそも学習内容やルールの決定過程に、「不参加」という選択肢も認めたとうえで、子どもたちの声を実質的に反映させることが重視されていた。

このように、民主主義社会の基盤形成という観点から、シティズンシップ教育を構想する際には、「未来の市民」の育成という意味だけではなく、「眼前の市民」として子どもたちと対話し、その学びに必要な社会制度の形を問い続ける視点こそが、不可欠ではないだろうか。

### <参考文献>

- ・ Summerhill School, 2021, “Summerhill School Democratic schooling in England”, (Retrieved 31 July, <http://www.summerhillschool.co.uk/>)
- ・ 植田みどり, 2019, 「イギリス・サマーヒルスクールの提訴が示唆するもの」永田佳之編『変容する世界と日本のオルタナティブ教育—生を優先する多様性の方へ』世織書房, 210-227.

# 各自の地域ネットワークを明推活動に活かす コロナ禍における啓発活動

東京都新宿区明るい選挙推進協議会 会長 神山 清英 副会長 宮川 重子

## ◆ 新宿区明るい選挙推進協議会の活動

新宿区明るい選挙推進協議会(以下「協議会」)は、1957(昭和32)年に設立、現在124名(協議会委員24名、推進委員100名)が区内10地区で活動中である。

新宿区には、親代々住んでいる人々や新しい生活を求めて転入した人々など、幅広い住民層がある。私たちは、この条件を踏まえて活動している。

私たちは、明推活動に携わる一人ひとりが自律的・能動的に活動することを目標に、様々な仕組みを導入することで、モチベーションを高め課題に取り組む力の向上を目指した活動をしている。それはこの10年間の活動で成果が表れてきている。

私たちの活動方針の要諦は、(1)推進活動を「まちづくり」の観点から考える、(2)幅広い年代を対象とした啓発を行う、(3)各自が持つ地域ネットワークを活用する、である。

## ◆ 常時啓発活動

— 地域ネットワークと地域特性での活動

### (1)「まちづくり」の観点からの啓発

地域ごとの「地域センターまつり」「ふれあいフェスタ」「はたちのつどい(成人式)」などのイベントには多くの人々が訪れるが、これらは政治や選挙、居住する「まち」に必ずしも関心が高い住民への啓発活動の機会である。

また、小学6年生の選挙出前授業では、児童たちが立案した「政策」で競い合う模擬選挙を行う。児童の目は「まち」の様々な課題に向けられている。出前授業は単に「投票に行こう」を呼び掛けるものではない。6年後の実際の投票に備えて、社会の一員としての心構え醸成が基盤と

なる。なお、この出前授業・模擬選挙の内容(「政策」)は、地域での啓発を行う際に「シール投票」として発展的に役立てている。

### (2) 幅広い年代を対象とした啓発

(1)で述べたイベントには、子どもから高齢者までが参加する。その場では、クイズや模擬投票などを通じて啓発活動を行っている。

投票率向上を強く期待する20～30歳代有権者への働きかけの1つに、「若者の投票立会人」がある。新宿区では、投票管理者(協議会委員・推進委員が就任)の地域ネットワークを活用し、18～30歳代の投票立会人を積極的に選任している。また、推進委員の地区別懇談会などで、若者の投票立会人経験者と率直に意見交換し、その意見を集約している。投票の立ち会いを通じて、次代の地域を担う後継者の育成を期待している。

### (3) 地域ネットワークの活用

推進委員は地域で様々なネットワークを持っている。地区ごとの特性を活かし、全体的な活動との整合を図りつつ活動の多様性を認識するため、地区別懇談会を行って、様々な課題を話しあっている。新宿区の協議会委員・推進委員は、ほぼ全員が投票管理者や投票立会人を担っている。その立場からの課題提起や解決案、常時啓発活動での課題摘出など、具体策を地域特性に応じて編み出している。

## ◆ コロナ禍における常時啓発活動

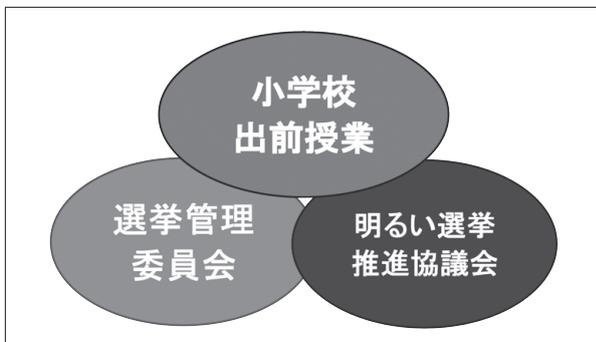
令和2年春からの新型コロナウイルス感染症拡大は、私たちの啓発活動の基盤に大きく影響を及ぼした。これまでの活動の柱であった各種イベントでの啓発はできなくなった。しかし、コロナ禍でもできることはある。以下ご紹介したい。

## (1) 選挙出前授業

コロナ禍での実施は困難と懸念していたが、令和2年度は19校からの申出があり、その全校で実施した(対象児童約1,100名)。従来は小学校が立地する地区の推進委員が何人も関わって実施していたが、コロナ禍の制限下、少数の推進委員の参加となり、主に模擬投票での「投票管理者」と「地域の一人としての児童に対するメッセージ」を総括するあいさつを担当した。

授業では児童の前向きな取り組みが顕著に見られ、学校からも高い評価をいただいた。「地域住民に支えられる地域政策選挙」という「新宿区モデル」である(図1)。

図1



## (2) リモート研修の実施

当協議会には3つの専門委員会(啓発、研修、広報)があり、コロナ禍の制限があっても対策を講じながら活動した。それぞれの専門委員会では「コロナ禍でも可能な啓発」が検討され、明るい選挙啓発ポスター展の開催場所数の拡大などが取り組まれた。

また、推進委員が一堂に会する研修などができないため、研修委員会において「リモート研修」が企画立案された。この研修会は「コロナ禍での選挙啓発における地域の役割」をテーマとし、主会場・分会場と自宅などをオンラインで結ぶ形で実施した(図2)。

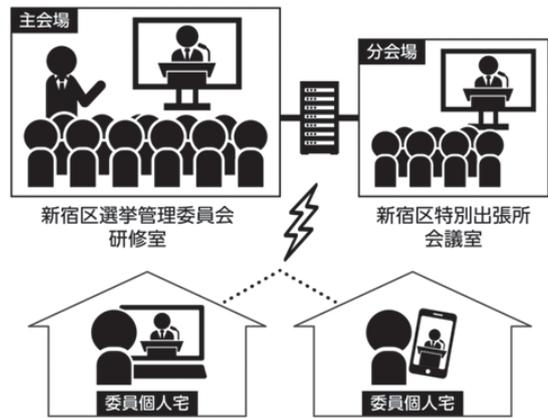
### ◆ 東京都知事選挙での選挙時啓発

— コロナ禍での工夫

#### (1) 選挙の啓発物— 配りに工夫

選挙時には街頭啓発を中心にしてきたが、コロナ禍の下では不可能である。そのため、推進委

図2



員が持つ地域ネットワークを活用し、地域密着型の啓発活動の工夫をお願いし、地区ごとに「町会」「学校や保育園・幼稚園」「近隣の美容院、菓子店、体操教室」「近隣の家の郵便受け」など街頭以外の方法で啓発グッズを配付した。また「チラシ・ぬりえ・ウェットティッシュを一袋にまとめ」「ウェットティッシュは店頭」「チラシは子どものいる家庭に配布」など配り方も工夫した。



#### (2) アンケート実施— PDCAの順守・事例集

投票所(当日、期日前)で投票管理者や投票立会人を務めた明推協委員にアンケートを行った。「投票所管理執行の改善事項」「選挙時啓発での工夫」「コロナ禍での選挙時啓発での困難事項」などを聞き、今後の活動に役立つよう、委員間での情報共有化と財産化を図るための「事例集」としてまとめた。

#### ◆ 今後に向けて

この間、「コロナ禍でも活動を停止できない、できることから始めよう」との方針で様々な模索を重ねてきたが、やはり私たち新宿区明るい選挙推進協議会の特徴は「地域ネットワークの活用」だと感じている。これからも「明推活動は『まちづくり』」と捉え、活動を進めていきたい。



## 中道左派勢力が勝利し政権交代へ

北欧ノルウェーの総選挙(一院制)が9月13日に行われ、労働党を中心とする中道左派勢力が、ソールバルグ首相の保守党率いる中道右派の与党連合を破って勝利し、8年ぶりに政権交代が行われることとなった。労働党党首のストーレ氏が首相として次期連立政権を率いる見込みだ。

中道左派勢力は労働党が48議席を獲得して第一党を維持し、中央党は9議席増やして28議席を獲得するなど、過半数を超える議席を確保した。一方、与党連合は、保守党が9減の36議席、進歩党は6議席減らすなど、与党連合全体で20議席も減らし惨敗した。

ストーレ氏は新政権発足に向け「変化を望むすべての党」と共に取り組む意向を示している。今後は労働党を中心に、第三党の中央党、13議席獲得した左翼党等との連立工作が活発化するものと思われる。

政党別議席数(定数169)

	2021	2017
保守党	36	45
進歩党	21	27
自由党	8	8
民主党 <sup>2)</sup>	3	8
労働党	48	49
中央党	28	19
左翼党 <sup>3)</sup>	13	11
その他	12	13

- 1) 網掛けは選挙前の与党
- 2) 正式党名は「キリスト教民主党」
- 3) 正式党名は「社会主義左翼党」

大きな争点となり、気候変動対策を強く訴える左翼党や緑の党(2増の3議席)の躍進につながった。

投票率は76.5%。

ノルウェーは、議院内閣制の立憲君主国で、国会は2009年から一院制となった。議員定数は169人、任期は4年。国会の任期途中で解散はなく、総選挙は4年に1度行われる。

選挙は、19の選挙区(18県とオスロ特別区)に分かれて、拘束名簿式比例代表制で行われる。最初に選挙区で150議席が選ばれたのち、19議席が得票率と獲得議席との乖離を調整するために配分される。なお、全国での得票率が有効投票総数の4%

選挙で争点となったのは社会格差や失業率などのテーマで、コロナ禍の影響もあり、格差を減らしたいという国民の声が野党勢力を勝利に導いたとされている。また、ノルウェーは石油産業が盛んなことから環境問題も

未満で、かつ選挙区の議席を獲得できなかった政党は、調整議席の配分を受けられない。

選挙権・被選挙権ともに18歳以上。

## クオータ制の発祥地はノルウェー

国会議員に占める女性議員の割合は44.4%(2021年2月)に達するが、1970年の段階では10%に過ぎなかった(9.3%)。その後、1973年の総選挙で民主社会党(のち左派社会党に統合)が世界で初めてクオータ制を導入して躍進したため、74年の自由党、75年の左派社会党をはじめ、クオータ制を取り入れる政党が増えていった。

クオータ制とは、人種や性別、宗教などを基準に、一定の比率で人数を割り当てる制度で、政治においては男女共同参画を実現するための代表的な仕組みの一つとなっている。クオータ(quota)とはラテン語に由来する英語で、「割り当て、分担、取り分」などの意味である。

ノルウェーの男女平等法(1978年制定)は、1981年の改正で「公的に設置される理事会、審議会及び委員会は、男女双方の委員から構成されるものとする」との条文(21条)が追加され、さらに1988年の同条改正で「公的機関が4名以上の構成員を置く委員会、執行委員会、審議会、評議員会などを任命または選任するときは、それぞれの性が構成員の40%以上選出されなければならない」と具体的数値が規定された。

ほぼ全政党が同規定を採用してきた結果、1985年には女性国会議員が30%を占めるまでになり、88年の男女平等法改正後には35~40%の女性議員が毎回選出されてきた。

ノルウェーでクオータ制が成功した大きな要因として、選挙制度が比例代表制であることが挙げられる。選挙では、投票者は候補者ではなく政党を選び、各政党の当選数が決まると候補者名簿の上から順番に当選する。この候補者名簿は、選挙管理委員会で事前に審査されるが、審査基準の詳細は法律で定められており、性別などにおいてバランスがとれていない名簿は承認されないため、必然的に政党はクオータ制を守る仕組みとなっている。

夏休み期間中に行われた若年層への啓発事業をご紹介します。

## ①「若者と議員の座談会」

高知県選管・明推協は8月1日(日)、県庁内のホールにて「若者と議員の座談会」を開催しました。

11回目となる本年度は、県議会議員、高知市議会議員13名と、高校生を中心とした学生33名が参加し、13のグループに分かれて、2時間のフリートークを行いました。

「議員になったきっかけは?」「政治家の役割とは?」など議員への質問のほか、「新型コロナウイルス感染症に対する取り組み」から「将来の夢や進路」など幅広い話題が各グループにのぼり、活発な意見交換が行われました。

参加者からは「政治の仕組み、選挙の重要性について詳しく知ることができた」「地域のニュース番組などを見たり、政策なども調べてみようと思った」などの感想が聞かれ、政治を身近に感じられたことがうかがえました。



## ②「群馬県内国公立5大学連携

### 主権者教育グループディスカッション」

群馬県選管は本年4月、県内すべての大学、短期大学、高等専門学校と協定を締結し、大学等で学ぶ学生の主権者意識の醸成、若年層の投票率の向上および県内大学等間の交流の促進を図ることを目的に、「主権者教育を推進する群馬県大学コンソーシアム」を設立しました。

その活動の一つとして、8月11日(水)には、群

馬県立女子大学が中心となり、群馬県内国公立5大学が連携して行った主権者教育グループディスカッションに講師を派遣しました。

「若者の投票率をあげるために若者ができること」をテーマに行ったグループディスカッションでは、「投票所を好きになるような楽しい場所に」「投票率を上げるだけでなく、自己分析をして意味のある投票に」などの多くの意見が聞かれました。学生にとって、自ら考え、判断することを経験する貴重な場になったようです。



## ③「選挙啓発サポーターを任命」

下関市選管は、若年層の投票率を向上させるため、選挙啓発活動と一緒に取り組んでもらえる選挙啓発サポーターを募集しました。インターネットでの公募のほか、市内の大学等にも呼びかけ、8月20日(金)に大学生6名を選挙啓発サポーターに任命しました。

サポーターは新規啓発活動の企画立案やポスターの作製、街頭啓発、成人式での啓発活動、出前授業を補助するほか、ソーシャルメディアを活用したPR活動などに取り組むこととしています。

任期1年の間には参院補選や衆院選、知事選、参院選が予定されており、希望者はそれぞれの選挙期間中の選挙事務に携わることもできます。サポーターの定員は20名程度としており、市選管は18~25歳の若者を継続して募集しています。



# 協会からのお知らせ

## ■明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援を検討いただければ幸いです。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

### 明るい選挙推進サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

### 寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

①(資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×2.5/100)×1/4

②(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2

## サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)  
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサシ(東京都中央区)  
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・株式会社ジック(横浜市)  
各種調査研究・交通事故損害調査業務、生命保険・損害保険代理店業務
- ・株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市)  
土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- ・株式会社青森三春漬物工場(青森県青森市)  
漬物製造・販売
- ・医療法人健佑会(茨城県つくば市)  
整形外科・リハビリを中心とした病院、老人保健施設、居宅介護支援
- ・社会福祉法人康済会(岩手県雫石町)  
生活介護、施設入所支援、訪問看護、短期入所、デイサービス
- ・株式会社アクス(横浜市)  
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究

## 市区町村明推協研修会等開催支援事業

協会では、市区町村明るい選挙推進協議会等が開催する研修会・講演会を支援するため、講師の謝金・旅費、会場費など開催に要する経費の全部又は一部を助成しています。より活用しやすくなるよう、令和3年度から助成額の上限を15万円から17万円に引き上げています。まだ受け付けておりますので、明るい選挙推進運動の活性化のため、ぜひご活用ください。

詳しくは協会ホームページをご覧ください。

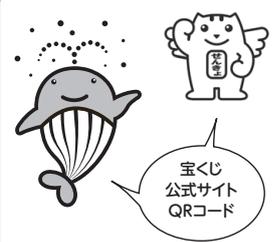
**表紙ポスターの紹介** 明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞(令和2年度)

菅原 詩野さん 埼玉県立芸術総合高校1年(受賞当時)

期日前投票の予定に向かってカレンダーの上を歩いているアイデアがとても面白い作品です。私たちの日常生活においてカレンダーは特別なものではないですが、新たな視点で見つめることで新鮮な表現になっています。

東良 雅人 前文部科学省初等中等教育局視学官

**編集後記** 特集は女性の政治参加をめざして。諸外国におけるクオータ制、我が国の政治分野における男女共同参画推進法など女性議員の進出を促進する仕組みや法などはありますが、一方で、議員になりたい、目指したいと思ってもらえるようなやりがいを伝えるなど、人材の育成が広まることも必要に感じました。今後、女性の候補者、当選者の状況等、注視したいです。



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780  
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈Twitter〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>  
〈メールアドレス〉[info@akaruisenkyo.or.jp](mailto:info@akaruisenkyo.or.jp)

編集協力 ●株式会社 公職研

紙もデジタルも、

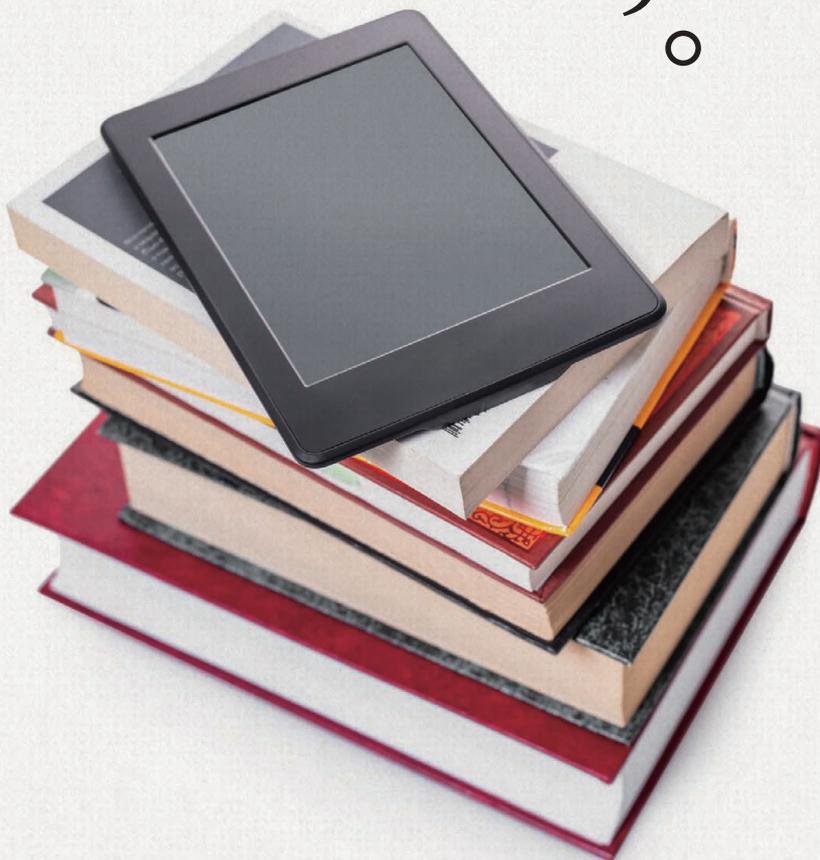
新たな価値へ  
つなぎます。

今からおよそ100年前、「文字の一字一字を大切にしたい」と強い思いを抱く、生粋の文学青年がおりました。やがてそれは、「文化を下支えする文字の印刷を通じて、豊かな社会に貢献したい」という考えに至り、70年前に弊社が生まれました。

70年間は、まさに時代の変遷や社会のニーズに合わせて、常にお客さまにとっての「役に立つ同伴者」を目指して走り続けて参りました。それは、これから先もずっと変わりません。

ポストコロナを見据え、皆さまの課題を解決させていただくお手伝いをさせていただきます。

コロナ禍だからこそ、「つながり」にこだわり、紙もデジタルも皆さまの最適化をご提供し、新たな価値へつなげて参ります。



株式会社 丸井工文社

〒107-0062 東京都港区南青山 7-1-5

TEL : 03-5464-7111 (代) FAX : 03-5464-7112





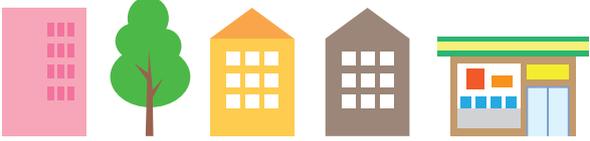
宝くじ桜



一輪車



ドリームジャンボ  
絵本



# 宝くじは、



図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちでみなさまの豊かな暮らしに役立っています。



救急普及啓発  
広報車



遊具



移動採血車



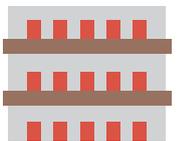
青色回転灯  
パトロール車



下水道啓発  
パンフレット



自然公園案内  
映像展示設備



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人  
**日本宝くじ協会**

<https://jla-takarakuji.or.jp/>